

米国及びEUにおける 民間企業への公的財政支援

2014年10月8日

公正取引委員会様向けプレゼンテーション

ケン・シーゲル

アジェンダ

- 米国及びEUにおける破綻企業に対する支援の概要
- 2008年の金融危機時の具体例
- 特定のセクターに関する具体例
 - 不良資産救済プログラム(TARP)
 - 欧州委員会の国家補助規定

米国政府による介入

- 介入の実施は稀であり、アドホックに行われる
- 狭い領域の産業セクターに重点が置かれる
 - 金融、自動車、国防、運輸
- 通常、(i)米国政府による会社株式の取得、(ii)事前調整型の倒産手続、又は(iii)株主支援を目的とする清算手続の形式を採る
- 主な政府の実施機関は、議会、大統領、財務省、連邦準備制度理事会(FRB)及び連邦預金保険公社(FDIC)である
- 競争法は優先されず、競争当局は政策の立案において特別な役割を担うことはない

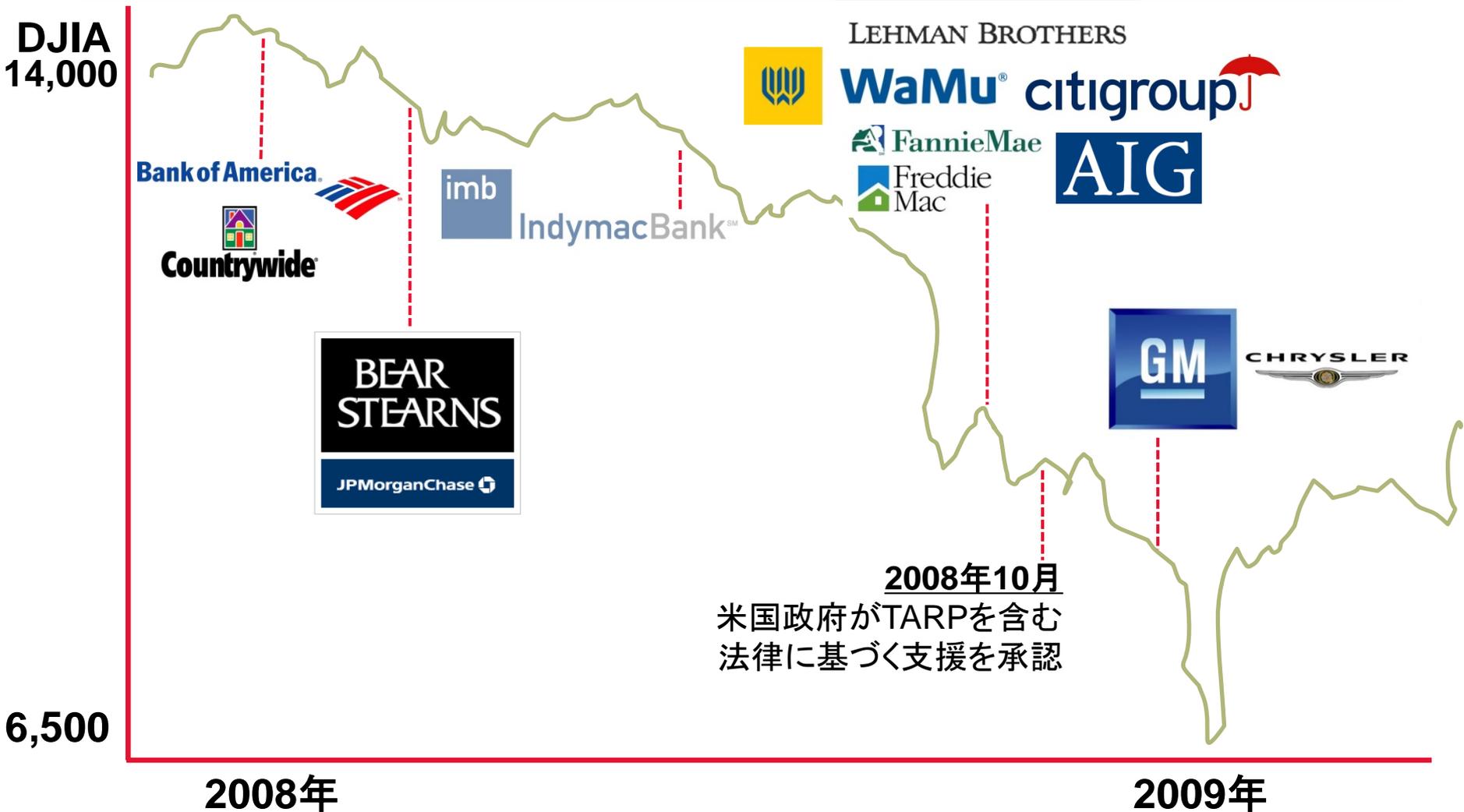
EUによる介入

- 政府財政支援を供与する権限は、原則的にEU加盟国にある
- EUの直接融資は特定のプロジェクトに限定される
- ローマ条約(1957年)は、競争に悪影響を及ぼし、加盟国間の通商に影響を及ぼすおそれのある国家補助を加盟国が供与することを、原則として禁止する規定を採択した
 - 目的:通商の障壁を取り除き、「国内のチャンピオン」の優遇を回避することにより、EU共同市場の形成を促す
 - いかなる形式の国家による供給や支援も、国家補助とみなされ得る
 - 除外対象であるものを除き、加盟国は国家補助措置について欧州委員会に届出を行わなければならない
 - 現行法規:EU機能条約(TFEU条約)第107条乃至第109条

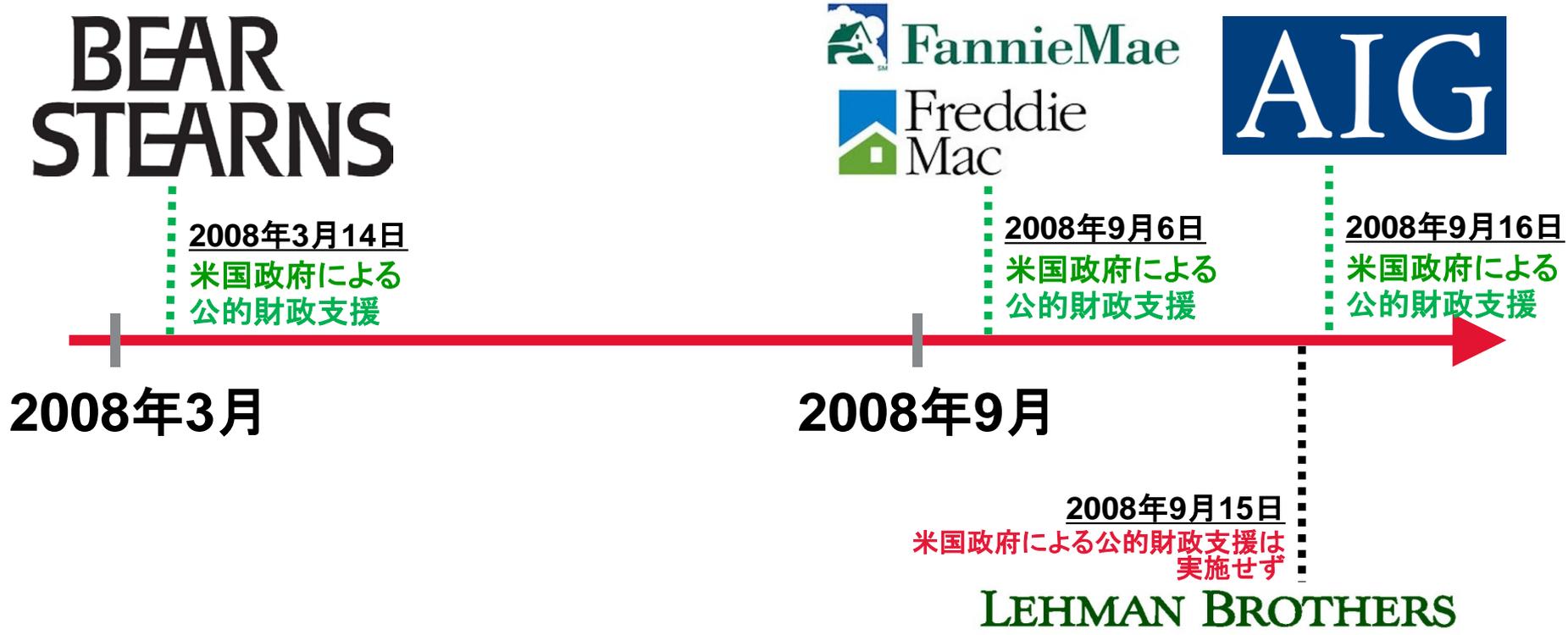
米国及びEUにおける介入の比較

米国	欧州連合(EU)
<p>米国政府がいかなる場合に介入すべきか、また、いつ介入すべきかについて規定する基準はなく、アドホックに介入が行われる。</p>	<p>アドホックに介入を行うことはEU機関により禁止されている。EUの直接融資は特定のプロジェクト(例えば、「R&Dホライズン2020」等)に限定される。国家補助を供与する権限は加盟国にある。</p>
<p>主な実施主体は、議会、大統領、財務省、連邦準備制度理事会(FRB)及び連邦預金保険公社(FDIC)</p>	<p>欧州委員会は加盟国からの国家補助の届出を審査する。欧州理事会は規則を採択し、欧州委員会はEU基本条約の条項に基づくガイドラインを発令する。</p>
<p>競争当局は、通常、公的支援の立案又は実施には関与しないが、執行には関与する</p>	<p>加盟国による補助がEU共同市場における競争を阻害することのないよう設計されたEUにおける枠組み</p>

2008年の米国金融危機時における経過



米国政府によるTARP以前の公的財政支援の決定



EUによる2008年の金融危機時の介入

- 2008年の金融危機により、欧州政府は金融セクターの制度的破綻を回避するために、速やかに介入する必要性に迫られた
 - 国家による債務保証、資本の再構成、直接的な短期流動性支援及び資産救済措置等の補助が供与された
- 欧州委員会は複数の通達を発令し、金融セクターへの国家補助措置を承認する暫定的なフレームワークを導入した
- 2008年～2013年：欧州委員会は400件を越える金融セクターへの国家補助を承認
- 2008年～2012年：5,919億ユーロの資金援助を供与
 - 英国（820億ユーロ）、ドイツ（640億ユーロ）、アイルランド（630億ユーロ）、スペイン（600億ユーロ）

特定のセクターへの介入

不良資産救済プログラム (TARP)

- 米国政府は不良資産の買取りに7,000億ドルを割当
 - 実質的に民間企業のリスクを買い取った
- その後、対象範囲は、米国政府が「制度全体」の危機を回避するために支援が必要であるとみなす全ての産業の支援へと拡大
- 資金は、金融、住宅及び自動車セクターの支援に利用された
- 支援を受けた企業は政府による監督及び制約の対象となった

TARPの例：GM／クライスラー

- 米国政府は、GM及びクライスラーに対して、大きな割合の株式と引き換えに、797億ドルを供与した
- カナダ政府は95億ドルを供与
- 過去の債務を清算するために「事前合意型」の破産を適用
 - GMは多額の納税回避を実現
- 米国政府は、事業の運営資金を確保し、新型モデルを開発するためにクライスラーとFiatとの提携を進める
 - これと引き替えに、Fiatは直接的に資金を拠出することなく、20%の株式を取得
- Fordは資金援助について働きかけをしたが、資金援助を受け入れることはなかった

欧州委員会の国家補助規定

- TFEU条約第107条2項は、自動的にEU共同市場原則と両立する補助の類型を規定
 - 例えば、自然災害により生じた損害を修補するための補助
- TFEU条約第107条3項は、欧州委員会から事前に承認を得ることによりEU共同市場と両立し得る補助の類型を規定
 - 例えば、特定の経済活動の発展を促進するための補助
- 欧州委員会は毎年多数の事例を審査(2013年には400件程度の届出)
- 欧州委員会は、この決定を規定化する、国家補助に関するガイドラインを発令し、(意見の公募を経て)定期的に見直す:
 - リスクに対応した金融投資を促進するためのガイドライン
 - 困窮状態にある非金融事業の救済及び再建に関するガイドライン
 - 空港及び航空会社への国家補助に関するガイドライン